

○市県民税の税額控除一覧

種 類	控除要件および控除金額					
調整控除	<p>税源移譲に伴い生じる所得税と市県民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用対象外となります。</p> <p><b>&lt;課税標準額が200万円以下のかた&gt;</b>                  次の①と②のいずれか小さい額の5%（市3%・県2%）に相当する金額を控除                  ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額                  ②課税標準額</p> <p><b>&lt;課税標準額が200万円超のかた&gt;</b>                  次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市3%・県2%）に相当する金額を控除                  ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額                  ②課税標準額から200万円を控除した金額</p>					
	控 除 の 種 類		金 額			
	障害者 控 除	一般		1万円		
		特別		10万円		
		同居特別		22万円		
	ひとり親控除		(父)1万円 (母)5万円			
	寡婦控除		1万円			
	勤労学生控除		1万円			
	配偶者 控 除	一般				
		本人の合計所得900万円以下		5万円		
		本人の合計所得900万円超950万円以下		4万円		
		本人の合計所得950万円超1,000万円以下		2万円		
		老人				
		本人の合計所得900万円以下		10万円		
	本人の合計所得900万円超950万円以下		6万円			
	本人の合計所得950万円超1,000万円以下		3万円			
	配偶者 特別控除	配偶者の合計所得48万円超50万円未満				
		本人の合計所得900万円以下		5万円		
		本人の合計所得900万円超950万円以下		4万円		
		本人の合計所得950万円超1,000万円以下		2万円		
配偶者の合計所得50万円以上55万円未満						
本人の合計所得900万円以下		3万円				
本人の合計所得900万円超950万円以下		2万円				
本人の合計所得950万円超1,000万円以下		1万円				
扶養控除	普通		5万円			
	特定		18万円			
	老人		10万円			
	同居老親		13万円			
基礎控除	本人の合計所得2,500万円以下		5万円			
	本人の合計所得2,500万円超		調整控除適用外			
配当控除	配当所得がある場合には、配当所得金額に下表の該当する率を乗じた金額を控除します。					
	区分	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市	県	市	県
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	



種 類	控除要件および控除金額
寄附金税額控除	<p>地方公共団体、秋田県共同募金会、日本赤十字社秋田県支部および秋田県または秋田市が条例で指定した団体へ寄附した場合には、次の①と②により計算した額の合算額（②は所得割額の2割が上限）を控除します。</p> <p>①（イとロのいずれか少ない金額－2,000円）×（市民税6％・県民税4％） イ：寄附金の支払額 ロ：総所得金額等の30％</p> <p>②（地方公共団体への寄附金の支払額－2,000円）×（90％－＊0～45％×1.021）×市民税3／5、県民税2／5 ＊は寄附をした年分の所得に係る所得税率</p> <p>※ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」適用の場合は計算式が異なります。 ※ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」以外の「寄附金税額控除」の控除には、確定申告書第二表もしくは市県民税申告書の所定の欄への記載が必要です。</p>
住宅借入金等特別税額控除	<p>平成21年から令和7年12月31日までに入居したかたで、前年分の所得税で住宅借入金等特別控除を受けた場合、アとイのいずれか少ない金額を控除します（市民税3／5、県民税2／5）。</p> <p>ア 住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 イ 所得税の課税総所得金額等の額の5％（最高97,500円） ※ 平成26年4月から令和3年12月までの居住で、適用されている消費税率が8％または10％の場合は、イは所得税の課税総所得金額等の額の7％（最高136,500円）です。</p> <p>※ 年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けるかたは源泉徴収票に、確定申告で所得税の住宅ローン控除を受けるかたは確定申告書に、『住宅借入金等特別控除可能額』と『居住開始年月日』の明記が必要です。 ※ 令和元年10月から令和5年12月31日までに居住したかたは控除期間が10年から13年へ延長されます。</p>
外国税額控除	<p>外国で所得税や住民税に相当する税金が源泉徴収された所得がある場合、国際間の二重課税にならないよう、一定の金額を限度として控除します。</p> <p>所得税において外国税額控除が行われた場合、所得税で控除しきれないときは、まず県民税の所得割の額から一定の金額を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、市民税の額から一定の金額を限度として控除します。</p> <p>(注)控除限度額は、次のとおりです。</p> <p>①所得税：その年分の <math>\frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \text{所得税控除限度額} = \dots(A)</math> ②県民税：(A)×12％＝県民税控除限度額 ③市民税：(A)×18％＝市民税控除限度額</p>
配当割額控除	<p>特定配当等から特別徴収された配当割額を控除します（市民税3／5、県民税2／5）。</p> <p>※ 次の株式等譲渡所得割額控除の(注)をご覧ください。</p>
株式等譲渡所得割額控除	<p>特定株式譲渡益から特別徴収された株式等譲渡所得割額を控除します（市民税3／5、県民税2／5）。</p> <p>注) ※ 上場株式の配当・譲渡所得（源泉徴収選択口座）は、必ずしも申告を必要としませんが、申告した場合は県民税2％、市民税3％の税率となります。</p> <p>※ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の適用には、確定申告書第二表もしくは市県民税申告書の所定の欄への記載が必要です。また、申告期限の3月15日までに申告いただけないと、この控除の適用ができなくなります。</p> <p>※ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除で所得割で控除しきれなかった分は、均等割などに充当か還付されます。</p>

